

「障害のある子どもが主役になれる拠点」整備及び
運営事業者選定公募型プロポーザル実施要項

令和7年 10 月

江戸川区

内 容

1	公募の趣旨	2
2	貸付予定地	3
3	区有地の貸付について	4
4	施設整備に関する基本的事項	5
5	運営について	7
6	障害のある子どもが主役になれる施設整備に係る補助	8
7	協定について	9
8	地域への説明	9
9	現状について	9
10	応募の資格	10
11	応募手続き	11
12	事業者の選定方法	16
13	その他	18

1 公募の趣旨

(1) 公募の概要

本事業は、江戸川区の「共生社会ビジョン」の理念の実現に向け、自立性や創意工夫を活かした施設整備及び運営を担う事業者を選定（以下「選定事業者」という。）するため、公募型プロポーザル方式により、広く提案を募集するものです。

この事業では、別添「障害のある子どもが主役になれる拠点整備指針（以下「指針」という。）に基づき、事業者が区から「2 貸付予定地」に定める土地（以下「貸付予定地」という。）を借り受け、事業者が区と協働し、障害のある子どもが主役になれる拠点の用に供する建物その他工作物を自ら整備し、運営するものです。

ただし、選定事業者が提案する事業のすべての採択を保障するものではありません。

(2) 事業の目的

障害のある子どもが、遊びや文化・スポーツ体験を通じて主役になれる拠点（以下「本拠点」という。）を整備し、障害のある子ども及びその家族やきょうだいを支援する場を提供することを目的とします。

(3) 本拠点の基本的な考え方

拠点の整備及び運営にあたっては、「指針」で示す基本的な役割・理念に基づき実施することとします。

(4) 事業内容

ア 拠点の整備及び運営にあたって、必置条件となる機能

※別添「指針」参照

- ① 児童発達支援センター
- ② 「遊び場」
- ③ 子育てひろば
- ④ ショートステイ
- ⑤ ホスピス
- ⑥ 緑に囲まれ自然を感じる環境

イ 拠点の整備及び運営にあたって、設置されることが望ましい機能

※別添「指針」参照

- ① 福祉避難所の補完
- ② 地域の障害のある子どもに対応できる医療体制
- ③ 地域の力を最大限に引き出す取り組み

ウ その他

上記以外の業務や機能などを提案することも可能ですが、実施の可否は、区と選定事業者の協議により決定します。

(5) 事業開始時期

区としては、令和12年度中の事業開始を目途としていますが、現実的に可能

なスケジュールを提案してください。

2 貸付予定地

(1) 所在地

東京都江戸川区本一色2丁目10番15号



(2) 敷地面積

3,369m²

(3) 現況

江戸川区鹿本育成室（令和9年3月末をもって閉室予定）

※詳細は別添「指針」を参照

(4) 建築上の法規制等

ア 都市計画

用途地域 第一種中高層住居専用地域

防火指定 準防火地域

建ぺい率 60%

容積率 150%

高度地区 第二種高度地区

イ 地区計画

土地利用及び建築物等の整備は、上一色・本一色・興宮町地区 地区計画に従ってください。

ウ 景観計画

詳細は本区ホームページで確認してください。

(5) 接道状況

東側：区道（幅員8.1～8.9m）

西側：区有通路（幅員1.8m）

北側：区有通路（幅員4.0m）

3 区有地の貸付について

区有地の貸付に関しては、区と選定事業者で締結する協定に基づき、協定を締結するものとします。なお、貸付の方法や期間、貸付料については提案事項とします。可能な限り、具体的に提案してください。

4 施設整備に関する基本的事項

施設整備及び運営に関しては、それぞれ該当する次の法令、条件等を遵守してください。

(1) 遵守すべき法令等

ア 建築全般

- ① 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ② 消防法（昭和23年法律第186号）
- ③ 東京都建築安全条例（昭和25年12月東京都条例第89号）
- ④ 東京都福祉のまちづくり条例（平成7年3月東京都条例第33号）
- ⑤ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）（平成18年法律第91号）
- ⑥ 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）（平成15年12月東京都条例第155号）
- ⑦ 江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例（平成17年12月江戸川区条例第59号）
- ⑧ 江戸川区景観条例（平成22年12月江戸川区条例第28号）
- ⑨ 江戸川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和54年3月江戸川区条例第21号）
- ⑩ 江戸川区埋蔵文化財取扱要綱（平成26年4月江戸川区要綱第44号）
- ⑪ 防火設備の設置に関する消防庁の指導
- ⑫ 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- ⑬ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年12月条例第215号）
- ⑭ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ⑮ 上記のほか、施設整備にあたり関係する法令等

イ 運営全般

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）（平成17年法律第123号）
- ② 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ③ 東京都児童福祉の施設及び運営の基準に関する条例（平成24年3月東京都条例第43号）
- ④ 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年3月東京都規則第47号）
- ⑤ 医療法（昭和23年法律第205号）
- ⑥ 上記のほか、施設運営を行うにあたり関係する法令等

(2) 施設整備等に関する条件

ア 施設の改築

本拠点の整備にあたっては、改築（現況施設である鹿本育成室の解体、新規に整備する施設の設計及び建設）を行ってください。また、施設・設備の設計、基準等については各種法令や制度を遵守してください。なお、解体に要する費用は、本区が負担します。

イ 本拠点の建設工事にあたっての留意事項

工事車両の通行に関しては十分な安全対策を講じてください。また、騒音、振動、悪臭及び粉じんの排出を最小限に留めるよう配慮してください。

ウ 地下埋蔵物

本拠点の建設工事の際に、撤去又は保存を要する地下埋蔵物の存在が判明した時は、区と協議のうえ、選定事業者が関係法令等に基づき、当該地下埋蔵物を適切に処理してください。なお、その撤去及び処分に要する一切の費用は、貸主である本区が負担します。

エ 土壌汚染について

本拠点の貸付予定地は土壌汚染調査を行っておらず、調査資料はありません。土地の改変を行う場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、土壌汚染調査を実施し東京都環境局に届出をする義務が生じます。なお、土壌汚染調査及び対策にかかる費用は、貸主である本区が負担します。

オ 石綿含有建材の有無の事前調査について

既存施設の解体にあたっては、大気汚染防止法に基づく石綿含有建材の有無の事前調査を行ってください。なお、事前調査にかかる費用は貸主である本区が負担します。

カ 駐車スペースの確保

江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例に基づき、建築物の延べ床面積300㎡に1台以上の駐車場を確保してください。また、建築物バリアフリー条例に基づき、車いす使用者専用駐車施設を1以上設置してください。

キ 施設のバリアフリー化

本拠点は、バリアフリー法及び建築物バリアフリー条例に基づき、バリアフリー化が義務付けられます。新築、増築、改築、用途変更する場合は、建築基準法に基づく確認申請や、中間・完了検査後に審査を受ける必要があります。出入口、廊下、エレベーター、便所などの建築物特定施設は、バリアフリー法施行令及び建築物バリアフリー条例に定める整備基準に適合させてください。

ク 地域住民の要望に関する対応

施設整備にあたっては、地域住民に対し十分な説明を行うとともに、要望に誠実に対応してください。ただし、本公募による事業者として選定されるまでは、地域住民に対する説明、調整等は一切行わないでください。

5 運営について

(1) 基本的な考え方

本拠点の運営内容と運営方法については事業者選定後協議のうえ、協定書内で規定します。運営内容と運営方法については、提案事項になりますので、事業者による直営もしくは区からの委託による運営も含め、区の指針に基づき具体的に提案してください。

(2) 要求水準及び遵守事項

- ア 本拠点の名称は、本区と協議して決定することとします。
- イ 要援護者が主な利用者となる施設であるため、「非常災害対策計画」を策定し、避難訓練を必ず実施してください。
- ウ 運営にあたっては、個人情報の保護等に関する法令、条例等を遵守し、個人情報を適正に取り扱ってください。
- エ 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日の開所など、施設利用者の利便性に配慮してください。
- オ 施設利用時の実費相当額（印刷代や材料代、イベント保険料等）など、一定の利用料等を利用者から徴収すること（受益者負担）を検討してください。ただし、営利事業や拠点との関連性が低い事業に対しては実施できません。
- カ 施設の維持管理や長期の運営資金等のための自己資金の確保に努めてください。
- キ 選定事業者が整備する施設等について、関係法令等を遵守のうえ、良好な維持管理を行い、利用者が公平かつ平等に利用できるよう、十分配慮するとともに、創意工夫をもって施設等の管理運営を行ってください。
- ク 事故防止に努めるとともに、事故等が発生した場合の対応や連絡体制についてマニュアルを作成するなど、利用者の安全確保に取り組んでください。また、利用者との責任分界点は明確になるようにし、同意書を作成する等トラブル防止に努めてください。
- ケ 利用者から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えてください。
- コ 施設の役割や事業内容等について広報を行うとともに、地域へ説明し、事業への理解促進や地域の施設や団体等との協力・連携など良好な関係づくりに努めてください。
- サ 利用者の急変など緊急時に対応できるよう、近隣の医療機関と協力・連携体制を確保してください。
- シ 本事業に係る収支については適切に管理し、申告・納税等必要な手続きを行ってください。

(3) 事業評価の実施

施設の適切な運営、事業の質やサービスの向上を図ることを目的として、次のとおり事業評価を行います。

なお、具体的な実施方法や時期については、別途、協定書で定めます。

ア 選定事業者が実施

事業評価のための組織を設置して利用者等から意見聴取などを行う等による自己評価を毎年実施してください。

イ 福祉サービス第三者評価の実施

福祉サービス第三者評価を定期的に受審してください。

ウ 本区が実施

土地貸借や補助金の執行等についての確認を毎年行います。また、施設運営の状況や事業の質やサービスについての事業評価を、概ね5年に1回行います。

(4) 私権の制限

選定事業者は、選定事業者が整備する施設等の所有権を第三者に譲渡することはできません。また、選定事業者が整備する施設等を第三者に賃貸することはできません。私権の制限にかかる事項については、別途、協定書で定めます。

(5) リスク分担

事業者決定後から事業終了までの間における主なリスクの負担については、別途協議するものとします。

6 障害のある子どもが主役になれる施設整備に係る補助

本拠点の整備に係る補助の具体的な内容については、事業者選定後に協議のうえ、協定書内で規定します。なお、施設整備にあたり、希望される区からの具体的な補助の内容については提案事項とします。可能な限り具体的に提案してください。

7 協定について

(1) 協定の締結

本区は、決定した選定事業者と協議を行い、事業開始までに協定書を締結します。想定される主な内容は次のとおりです。

- ア 法令の遵守
- イ 事業内容及び運営方法に関する事項
- ウ 土地の貸付方法、貸付料金額、期間に関する事項
- エ 解体にかかる経費（埋設物の撤去及び処分、土壌汚染にかかる調査及び対策費用、石綿含有建材の有無の事前調査にかかる経費等を含む）の経費負担に関する事項
- オ 施設整備にかかる経費に対し、区が補助を行う具体的な方法と金額に関する事項
- カ 施設運営にかかる経費のうち、区が指針で規定する機能の実施に対し、区が補助を行う場合の具体的な方法と金額に関する事項
- キ 事業評価に関する事項
- ク 施設の維持保全及び管理に関する事項
- ケ 運営に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 私権の制限に係る事項
- サ 事業内容及び運営方法の変更に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス 事業実施に係るリスク分担に関する事項
- セ その他必要な事項

(2) 事業内容等の変更

選定事業者が、事業提案書に基づく事業の実施内容をやむを得ず変更する必要がある場合は、事前に協議を行ったうえで、本区の承諾を得て事業の内容を変更することができることとします。

8 地域への説明

本事業の開始にあたっては、地域住民に施設の開設を周知し、要望に誠実に対応してください。事業者として選定された後、選定事業者が近隣住民、町会・自治会等を対象として説明会を開催し、その状況や地域の意向を区に報告してください。なお、説明対象範囲については、事前に区に相談してください。また、工事施工業者が決定後、改めて説明会等を開催し、工事の概要、日程等を説明してください。

9 現状について

本拠点の貸付予定地では、現在、鹿本育成室が運営されており、令和9年3月まで当該育成室の運営は継続する予定です。

10 応募の資格

(1) 応募資格

本公募に応募できる事業者は、本事業について十分な理解と熱意を有し、事業実施に必要な資力、信用、技術的能力、管理能力を有する法人とし、次の要件を全て満たす事業者に限ります。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく入札参加者の資格制限に該当しない者。
- イ 公募型プロポーザル実施要項公表の日から協定等締結までの間において、指名停止の措置を江戸川区から受けている者でないこと。また、受けることが明らかである者でないこと。
- ウ 最近1年間に法人税、消費税及び地方消費税に未納がない者であること。（徴収猶予の扱いを受けている者を除く）。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生開始手続き開始の申し立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者。ただし、開始決定後、再審査による国の認定を受けた者は除きます。
- オ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続き開始の申し立てがされていない者。
- カ 宗教活動や政治活動を目的としない者であること。
- キ 次に掲げる項目に該当しない者であること。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は、第2条第6号の規定に該当していないこと及び江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年10月1日江戸川区要綱第108号）別表の各号に掲げる措置要件に該当していないこと。
 - ② 役員等（本プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人。
 - ③ 暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人。

(2) 要求水準及び遵守事項

- ア 応募事業者の業種は問わないが、国内に本拠を有すること。
- イ 単独又は複数事業者の共同提案の別は問わないこと。また、業務の一部を第三者に委託等する場合（業務の全部を委託することは認めない）は、事前に区の承認を得ること。

ウ 医療的ケア児やLTCの子ども（以下「医療的ケア児など」という。「指針」3ページ参照）の診療や、障害福祉サービス等の法内事業（児童福祉法や障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等）の実施及びイベント等の法外事業（法律には明記されていないが、福祉的な性格をもつ事業）についての実績を有すること。

エ 本区が指針で示す拠点の機能や内容等について、構想から設置・運営に至るまで区との協議を積極的に行い、決定すること。

11 応募手続き

（１）スケジュール

項 目	日 程
募集開始	令和 7 年10月21日（火）
現地確認申込締切	令和 7 年10月24日（金）午後 5 時まで
現地確認期間	令和 7 年10月24日（金）から 令和 7 年10月29日（水）までの間で指定する日時
質問票の受付締切	令和 7 年10月31日（金）午後 5 時まで
質問票に対する回答	令和 7 年11月 7 日（金）
参加申込書提出締切 （募集締切）	令和 7 年11月10日（月）必着
応募書類の受付	令和 7 年11月11日（火） から 令和 7 年11月21日（金） まで
ヒアリング審査	令和 7 年12月18日（木）
選定結果公表	令和 7 年12月末

(2) 貸付予定地の現地確認について

ア 申込方法

現地確認参加申込書(様式1)を電子メールで提出してください。

イ 申込締切

令和7年10月24日(金)午後5時まで

※申込先は14ページ「(6) 書類の申込・提出先」を参照してください。

ウ 現地確認期間

令和7年10月24日(金)から令和7年10月29日(水)までの間で指定する日時

エ 留意事項

- ① 当日は育成室内の見学はできません。
- ② 現地確認の当日は、質疑応答は実施いたしません。
- ③ 現地確認の実施は、応募の必須条件ではありません。
- ④ 詳細については、区と協議のうえで日時を決定させていただきます。
- ⑤ 現地に駐車できる場所はありません。車でお越しの際は近隣のコインパーキング等を利用してください。
- ⑥ 見学する際は近隣に迷惑とならないよう配慮してください。

(3) 質問の受付・回答

ア 提出方法

別添の質問票(様式2)により電子メールで提出してください。なお、誤送信等を防ぐため、必ず電話にて受信確認をしてください。

※電話や書面による質問の受付はできません。

イ 提出締切

令和7年10月31日(金) 午後5時まで

※提出先は14ページ「(6) 書類の申込・提出先」を参照してください。

ウ 回答方法

回答は区ホームページ上で行うものとし、令和7年11月7日(金)に掲載する予定です。

エ 留意事項

- ① 質問の内容には、質問者が特定できる内容を記載しないでください。
- ② 質問については申し込み方法、事業提案書の記載方法等に関するものとし、審査(評価)に関する質問は受け付けません。
- ③ 複数法人からの質問により、内容が重複すると解される場合は、区が整理し、ひとつの質問として回答することがあります。

(4) 参加申込書の提出

ア 提出方法

別添の参加申込書(様式3)により電子メールで提出してください。

なお、誤送信等を防ぐため、必ず電話にて受信確認をしてください。

イ 提出締切

令和7年11月10日（月） 午後5時まで

※提出先は14ページ「(6) 書類の申込・提出先」を参照してください。

ウ 参加後の辞退

参加者は参加申込書の提出から候補者決定までの間、辞退届（様式4）により、辞退の理由を付して参加を辞退することができます。

(5) 事業提案書等の提出にあたって

ア 提出書類一覧

	提出書類	様式	備考	提出部数
1	応募書類一覧表	様式5		正本：1部 副本：電子媒体
2	宣誓書	様式6		正本：1部 副本：電子媒体
3	法人調書	様式7		正本：1部 副本：電子媒体
4	事業提案書	様式自由		正本：1部 副本：電子媒体
5	法人定款、規約その他（個人情報保護に関する記載文書）これらに類する書類	様式自由		正本：1部 副本：電子媒体
6	法人登記事項証明書	原本	発行日から 3か月以内	正本：1部
7	決算書（貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書）	写し	直近3年分	正本：1部 副本：電子媒体
8	税務署発行の納税証明書 「その3の3」（令和6年度）	原本	発行日から 3か月以内	正本：1部
9	法人の事業概要を記載した資料	様式自由	法人案内等	正本：1部 副本：電子媒体

イ 提出書類

① 正本

「ア 提出書類一覧」で指定する書類を紙ベースで提出してください。

② 副本（電子媒体）

事業者が特定できないように社名、代表者名、ロゴマークなど類推可能な名称表現の記載がある箇所の消込を行っているデータをご用意ください。

※データについては、CD-RもしくはDVD-Rに保存し提出してください。

USBメモリは不可とします。データの形式はPDFとします。

ウ 正本の提出にあたって

- ・様式指定のない資料はA 4 判で作成してください。
- ・左綴じとし、提出書類毎にインデックスを付けてください。
- ・表紙及び背表紙に次のとおり記入してください。

「障害のある子どもが主役になれる拠点」整備・運営事業者応募書類
法人名 ○○○○

エ 印刷方法

片面印刷。ただし、枚数が多い書類については両面印刷としてください。

オ 提出締切

① 来庁する場合

令和 7 年11月11日（火）から令和 7 年11月21日（金）午後 5 時まで
（土曜日・日曜日・祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで）
事前に来庁日時を電話でご連絡のうえ、お越してください。

② 郵送の場合

令和 7 年11月21日（金）必着（書留郵便推奨）
事前に郵送提出の旨を電話で連絡してください。

（６）書類の申込・提出先

江戸川区 福祉部 障害者福祉課 計画調整係
〒132-8501 江戸川区中央1-4-1（本庁舎 2 階 1 番窓口）
電話：03-5662-0044（直通）
メールアドレス：2020090@city.edogawa.tokyo.jp

（７）事業提案書の構成

ア 法人の理念・基本方針

イ 法人の活動実績

法人の専門性とこれまでの活動実績を記載してください。

ウ 医療等への専門性

医療的ケア児などの支援に対する専門性を記載してください。

エ 拠点整備にかかる法人の考え

本拠点整備に対する法人としての理解や考えを記載してください。

オ 本拠点で実施する機能

本拠点で実施する機能及びその内容と、実施に対する法人の考え方を記載してください。

カ 本拠点の運営方法及び運営体制

運営方法や運営体制については、7 ページ「5 運営について」に基づいた提案をしてください。

キ 施設整備

施設整備の方向性及び内容について、区からの補助の希望内容も含め提案してください。また、区有地の貸付についても方法、期間、金額設定について提案してください。

ク 個人情報の管理や情報公開等への取り組み

個人情報保護に対する取扱い指針及び個人情報管理、情報公開、人権尊重等に対する考え方や取り組みについて具体的に記載してください。

ケ 事故の防止体制や発生後の対応及び災害等の緊急時の対応

事故の防止等、緊急時の医療機関との連携、災害への備えや災害時の対応について具体的に記載してください

コ 関係機関との連携

行政機関や障害サービス事業所、学校や保育園、地域との連携についてどのように取り組んでいくか記載してください。

サ バリアフリー化について

バリアフリー法及び建築物バリアフリー条例に定めるバリアフリー化について、具体的な整備内容を記載してください。

シ 収支計画の考え方

収支計画について、基本的な考え方、特徴、独自性、実現性、経費削減の観点、自主財源の確保に向けた方策等について記載してください。

(8) 書類作成上の留意点

ア 応募書類の著作権は、応募事業者に帰属します。ただし、区は、事業実施予定事業者の公表など必要な時には、応募書類の内容を応募事業者の承諾を得ずに無償で使用できるものとします。

イ 応募書類は理由を問わず返却しません。

(9) 追加書類

応募書類の差し替え及び追加提出はできません。ただし、区が必要と認めるときは、応募書類の差し替え若しくは追加書類の提出又は説明を求めることがあります。

12 事業者の選定方法

(1) 選定方法

公募型のプロポーザル方式とします。「障害のある子どもが主役になれる拠点」整備・運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提案内容を公正かつ厳選に審査し、最も優れた提案を行った事業者を最優秀提案者として選定します。評価項目は以下のとおりです。

評価項目

	評価項目	着眼点	配点
1	法人理念・実績	法人の理念や基本方針は公共性・公益性があるか。運営を担うだけの社会的信用、資力、経営能力があるか。	15
2	医療の専門性と事業遂行能力	医療的ケア児などの診療や支援の実績があり医療依存度の高い児童の対応が可能か。事業遂行能力があるか。	20
3	区の指針への理解度	区が本事業を実施する目的と背景を深く理解し、実現に向けた提案となっているか。	10
4	区指針に基づく機能の実現性	区の指針で示す機能が含まれているか 提案の機能は実現可能なものとなっているか。	15
5	本事業実施運営体制	運営の実施体制は十分か。提案は実現可能なものとなっているか。	10
6	施設整備計画	提案の計画は実現可能なものとなっているか。	10
7	個人情報管理、事故の防止体制、緊急時や災害への対応 関係機関や地域との連携	個人情報保護・事故の防止策・発生時の対応・緊急時や災害への対応に関する考え方、取り組みは適切か。関係機関や地域との連携に向けた考え方、取り組みは適切か。	10
8	法人の財務状況	法人の財務状況は健全か。	5
9	独自の提案	独創性のある提案により、本事業をより効果的に実施するための内容となっているか。	5
合計			100

(2) プレゼンテーション

ア 応募のあった事業者（以下「応募事業者」という。）を対象として、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行います。なお、日時は「11 応募手続き」に記載のとおり、令和7年12月18日（木）に行います。

- ① 応募書類に基づき、応募事業者からのプレゼンテーション（15分以内）後、選定委員会委員より20分程度のヒアリングを行います。
- ② プレゼンテーションを欠席した場合、または指定された時刻までに参集していない場合は、プレゼンテーションを辞退したものとみなします。
- ③ 審査会場は、グリーンパレス（江戸川区松島1丁目38番1号）を予定しています。なお、出席者は3名以内とし、あらかじめ提出した事業提案書をもとに説明するものとします。
- ④ プレゼンテーションにおいて、プロジェクター及びスクリーンは区で準備します。パソコン、その他機材は応募事業者で用意してください。
- ⑤ 審査時間配分

	時間配分
入室・準備	3分以内
プレゼンテーション	15分以内
ヒアリング	20分以内
片付け・退室	2分以内

⑥ その他

プレゼンテーションにおいて、法人名がわかる口頭での説明や、画面上での会社名等の記載は行わないでください。

プレゼンテーションは、事業提案書に沿って説明を行ってください。

イ 上記審査の結果、評価点が最も高い事業者を選定事業者として決定します。

(3) 結果通知

最終結果通知は、応募事業者に対し、令和7年12月下旬を目途に文書により通知します。なお、法人名及び評価内容、経過等については公表せず、審査に対する問い合わせ及び審議申し立ては受け付けません。

(4) 選定事業者の公表

本公募の応募状況並びに選定事業者の名称については、区ホームページで公表します。

13 その他

- (1) 応募事業者は、応募書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- (2) 提出された全ての書類は、いかなる理由があっても返却いたしません。
- (3) 提出後の差替え及び追加、削除は原則認めません。
- (4) 提出された応募書類に重大な不備若しくは虚偽の記載があったとき又は区からのヒアリングにおいて虚偽の説明等を行ったときは失格とします。
- (5) 選定後において、当該の事業者が応募資格を満たさなくなったとき又は応募書類内容に重大な変更が生じたときは、決定を取り消すことがあります。
- (6) 選定委員及び本件業務に従事する江戸川区職員、その他本件関係者に対して、本件応募に関する直接・間接問わず接触を禁止します。接触が認められた場合は、失格となる場合があります。
- (7) 提出された書類は、提出した者に無断でこの手続きにおける審査以外には利用しません。ただし、江戸川区情報公開条例に基づき情報公開の請求があった場合において、同条例に規定する非開示情報（機密情報等）に該当しないものは提出した者の意向に関わらず、開示される場合があります。
- (8) 事業提案書の提出は、1者（複数事業者の共同での応募の場合は複数事業者を1者とする）につき1提案とします。
- (9) 本公募に必要な一切の費用は、応募事業者の負担とします。
緊急やむを得ない理由等により、本公募の手続きを実施することができないと本区が判断したときは、停止、中止又は取消すことがあります。なお、この場合であっても、本公募の手続きに要した費用を本区に請求することはできないものとします。
- (10) 提案者は、本公募に係る手続き等において、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとします。
- (11) 本公募の選定により、土地建物関係の法令上の許可、確認等が保障されるものではありません。
- (12) 本区が提供する資料は、本公募型プロポーザルに係る検討以外で使用しないでください。
- (13) 言語及び通貨単位
この手続きについて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。